

2020（令和2）年4月17日

教職員各位

学校法人 松 山 大 学
理事長 溝 上 達 也

緊急事態宣言に伴う入構制限の実施について

2020（令和2）年4月16日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が発出されました。本法人においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制することを目的として、4月18日（土）から5月6日（水）まで、大学施設内への入構を禁止いたします。なお、今後の状況の変化により、さらに変更が生じた場合は、ホームページ等でお知らせいたします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(1) 教育職員について

施設内への入構を原則として禁止します。

※荷物搬出等に限定した一時的な入構(30分以内)又は研究活動の維持を目的とした入構(研究に使用する生物・細胞の維持管理、液体窒素などの補給、研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理など)についてのみ認めます。

(2) 事務職員について

施設内への入構を原則として禁止します。

※事業の継続のために必要不可欠な場合は、事務局長の判断により入構を認めます。

(3) 構内での作業を要する事業者等について

施設内への入構を原則として禁止します。

※必要不可欠な場合は、入構を認めます。

対象施設：文京キャンパス、樋又キャンパス、御幸キャンパス、
久万ノ台グラウンド、玉川艇庫、東京オフィス、
松山大学温山記念会館（西宮）

注意事項：入構、出構においては、必ず各施設の守衛（警備員）に申し出て
ください。また、文京キャンパス西駐車場と樋又キャンパス駐車場は閉鎖します。